

学校教育における社会的孤立について

昨今、社会全般において、様々な社会的孤立が課題となっております。

横浜市においては、平成 23 年度に実施した教育意識調査の結果で、学校に行くのが「楽しい」・「まあまあ楽しい」と答えている子どもが、小学生で 89.1%、中学生で 85.2%となっており、ほとんどの子どもが充実した学校生活を送っていると考えられます。

しかし一方で、「あまり楽しくない」・「楽しくない」と答えている子どもが小学生で 10.1%、中学生で 13.1%いることも事実です。

また、保護者についても、地域や周囲に馴染めない方もいると聞いております。平成 24 年度実施の横浜市民意識調査では、隣近所との付き合い方について、「たまに立ち話をする」・「道で会えば挨拶ぐらいする」・「顔もよく知らない」と答えている方の合計が 84.1%、隣近所との付き合い方をどのように感じているかについて、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」と答えている方が 64.1%にもものぼっており、地域や周囲とのつながりが希薄になっていることもうかがえます。

こうした現状をふまえ、教育の視点から、学校教育については、不登校の児童生徒や、増えつつある自閉症など発達障害の児童生徒に対する理解不足など、子どもたちの孤立につながる可能性がある事象を、また、子どもに大きな影響を与える要素である家庭教育に関する事象を抽出し、次の 3 つの項目として整理しました。

- 1 不登校
- 2 自閉症等発達障害
- 3 家庭教育

不登校

1 不登校の定義

「4月1日から3月31日までの1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること」

2 現状と背景

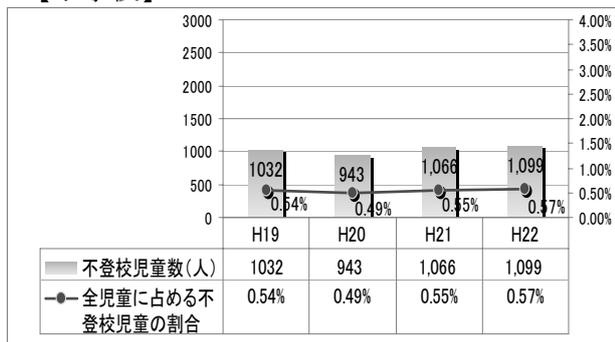
(1) 平成22年度の不登校児童生徒

- ・不登校児童生徒数は3,815人
- ・年間180日（授業日数200日強）以上欠席した児童生徒は、
小学校で138人（全体の12.6%） 中学校では500人（全体の18.4%）

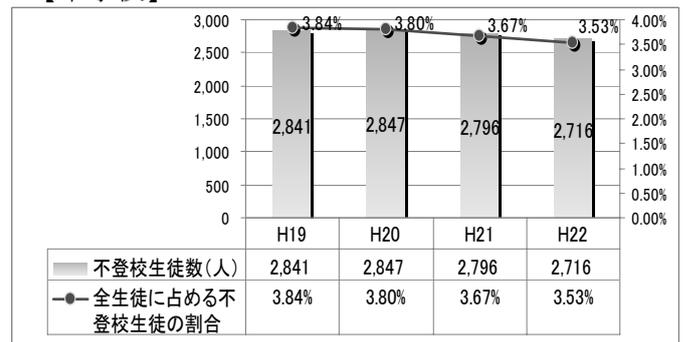
校種	30日から59日	60日から89日	90日から119日	120日から 149日	159日から 179日	180日以上	不登校 児童生徒数	児童生徒 総数	出現率
小学校	389	222	150	106	94	138	1,099	192,629	0.57
中学校	687	406	387	363	373	500	2,716	76,964	3.53
全体	1,076	628	537	469	467	638	3,815	269,593	1.4

(2) 不登校児童生徒の推移

【小学校】



【中学校】



(3) 不登校生徒（中学3年生）の進路の状況（平成22年度）

進路先	人数	内 訳
公立高等学校	511	全日制 97、定時制 232、通信制 182
私立高等学校	298	全日制 124、定時制 4、通信制 170
特別支援学校	17	
専修・各種・高等専門学校	76	
就職等	39	
上記以外の機関・団体	14	
その他	123	
合計	1,078	

902人
進学率
83.7%

(4) 不登校となったきっかけと考えられる状況（平成22年度）

- ①学校生活上では、「友人関係をめぐる問題」が最多。
- ②家庭生活上では、「親子関係をめぐる問題」が最多。
- ③本人の問題では、「不安など情緒的混乱」が多い。

3 重篤な不登校への対策

*基本理念は、児童生徒の負担をできるだけ少なく登校支援を行う事業

- 不登校の子に負担をかけずに、家庭から外出できない児童生徒の家庭にハートフルフレンド（大学生、大学院生）を派遣し、児童生徒の状況を改善
- 学校には登校できないものの外出ができるようになった児童生徒に対しては、週に1～2回通室し、創作活動や軽スポーツを行うハートフルスペース（市内3か所）で対応
- 毎日通室し、基本的な生活習慣や学習習慣を身につけるハートフルルーム（市内8か所）によって再登校や社会的な自立を支援

【平成22年度実績】

(人)

	小学生	中学生	再登校
ハートフルフレンド(訪問児童生徒数)	33	40	30
ハートフルスペース（指導実人数）	94	311	261
ハートフルルーム（指導実人数）	22	66	69



4 課題

(1) 専門家・関係機関との連携

- ・家庭からも出られない状態、いわゆるひきこもりがちになると、家庭に閉塞感が漂うことも多くなりがち。
- ・学校だけでは対応しきれないケースが多い。
- ・不登校は家庭環境等を含む様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、カウンセラーによる心理支援や専門機関等を含む関係機関との連携が必要。

(2) 登校支援の場の拡充

- ・横浜市教育委員会はハートフルルームやスペースの数が限られており、場所によっては遠くまで通わざるを得ない状況。

(3) 家族を支える仕組みづくり

- ・家族や家庭そのものが孤立している場合が見られる。原因としては保護者自身の精神的な不安や家庭としての機能が低下していることが考えられる。
- ・様々な対策や登校支援も児童生徒に届きにくく、なかなか状況の改善が図れない。このような家族を支える地域や関係機関の連携構築が必要。

自閉症等発達障害

1 自閉症等発達障害とは

「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。（発達障害者支援法）

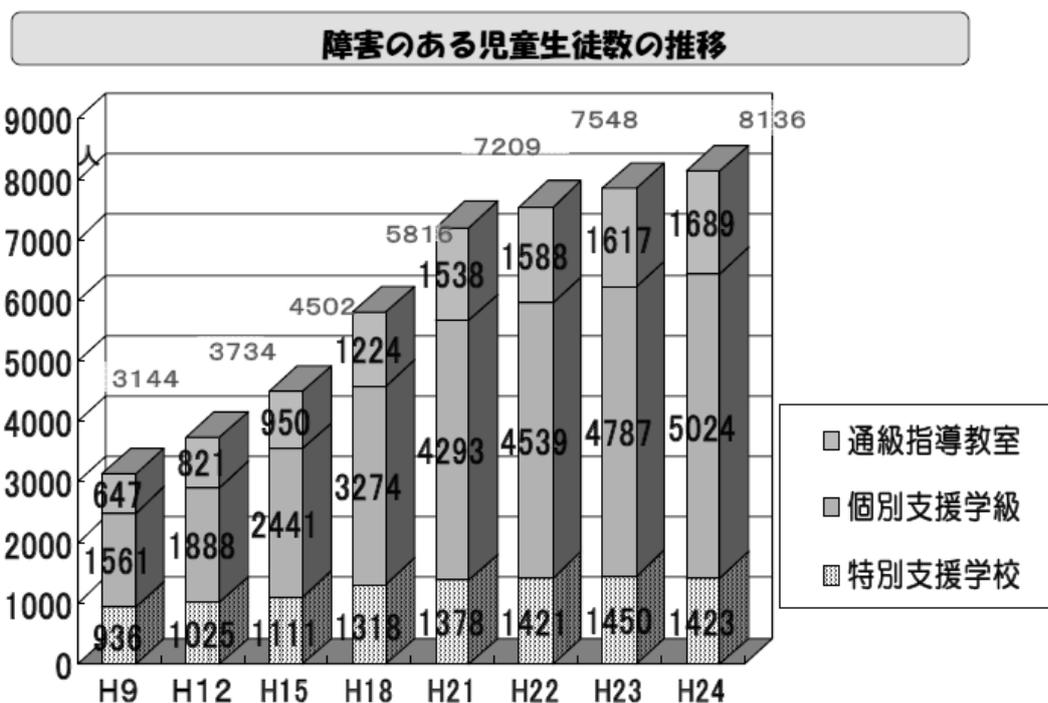
「発達障害」の内、「自閉症」とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ ②言語発達の遅れ ③興味や関心が狭く特定のものにこだわる、ことを特徴とする行動の障害です。（文部科学省）

平成23年度に教育委員会が行った調査では、小学校の一般学級において、自閉症の特性がある児童が3.4%在籍していることがわかっています。

2 現状

(1) 特別支援教育を必要とする児童生徒の増加

特別支援学校、個別支援学級、通級指導教室など特別支援教育を必要とする児童生徒が増加しています。



(2) 一般学級の特別な支援が必要な児童生徒数

一般学級においても、特別な支援が必要な児童生徒が、平均で、小学校は約30人、中学校は約15人在籍しています。

一般学級における特別な支援が必要な児童生徒数の推移（横浜市）

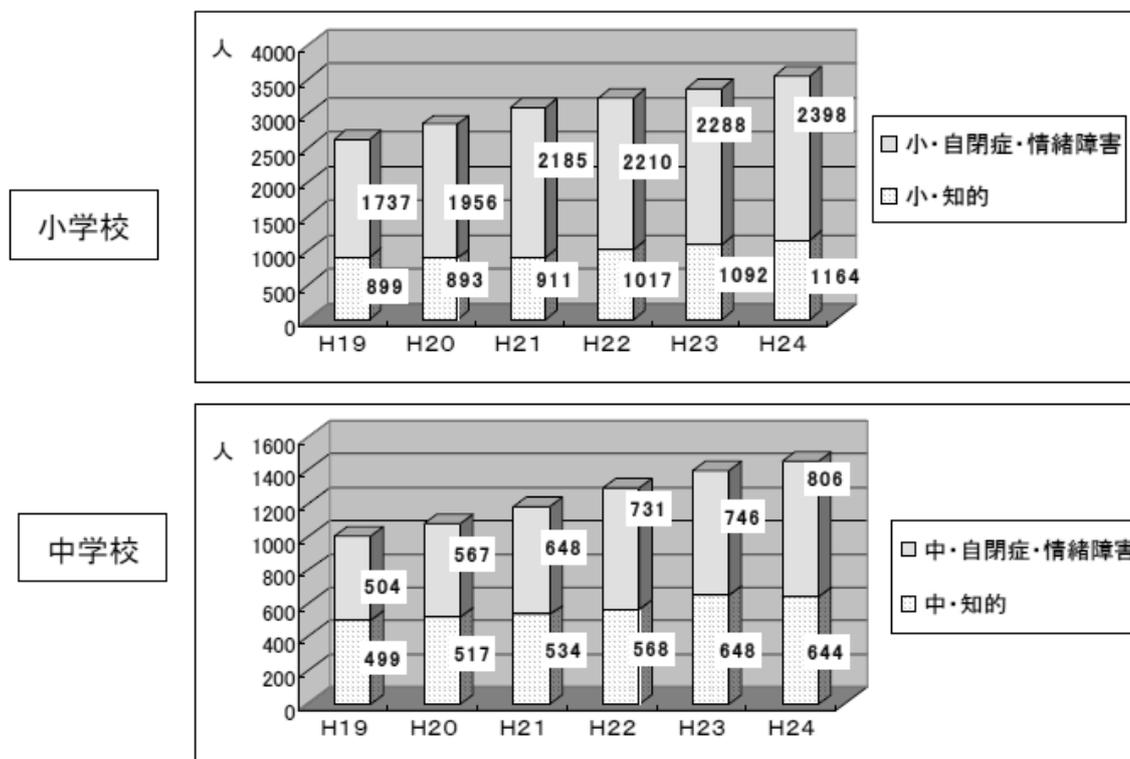
	H20	H21	H22	H23
小学校	23.8人	24.2人	25.2人	29.3人
中学校	11.1人	13.2人	11.6人	14.5人

* 1校当たりの平均在籍人数（文部科学省による体制整備備状況調査による）

(3) 個別支援学級の在籍児童生徒の増加

個別支援学級の内、「自閉症・情緒障害学級」の在籍児童生徒の増加が顕著です。

個別支援学級（知的、自閉症・情緒障害学級）在籍児童生徒数の推移



3 対応

(1) 自閉症教育推進事業

- ・『自閉症教育 理解・啓発パンフレット』を活用した校内研修の実施。
- ・平成 23 年度より、健康福祉局・こども青少年局と合同で、「自閉症啓発デー in 横浜」を学校関係者だけでなく一般市民向けにて開催。
- ・自閉症教育研究実践校 9 校を指定し、2 カ年で自閉症教育の研究を実践。
- ・幼稚園・保育園・地域療育センターとの連携会議の開催。

(2) 学習支援実践推進校事業

- ・実践推進校 12 校を選定し、特別な支援が必要な児童生徒の学習を支援する学習支援員を配置。
- ・学習支援を行うボランティア向け発達障害理解講座の開催。(市民向け 全 14 回)

(3) 教職員向けの特別支援教育に係わる研修講座の開催

(4) 学校生活支援事業

- ・児童生徒の安全見守りなど、校内体制を支援する学校生活支援員を配置。

4 課題

(1) 教員の専門性の向上

- ・適切な指導・支援が行われるためには、教職員の専門的な指導と授業力の向上が必要。
- ・特別支援教育に関する専門性を高めるために、研修内容や方法の工夫による、より実践的な研修の実施。

(2) 周囲の理解の促進

- ・自閉症等発達障害のある児童生徒は、その障害特性から、場にふさわしくない言動をとってしまったり、他者に不快感を与えてしまったりすることがあり、友達同士のトラブルに発展する場合あり。
- ・学校全体に一人ひとりの個性を尊重できる風土を作っていくこと、保護者や地域社会が障害特性についての正しい理解をもつこと、適切に関わっていくことが必要。
- ・保護者の中には、特別な支援を受けることに対して抵抗感をもつ保護者もおり、学校全体・地域全体で理解していくことが必要。

(3) 他機関との連携・ネットワーク作り

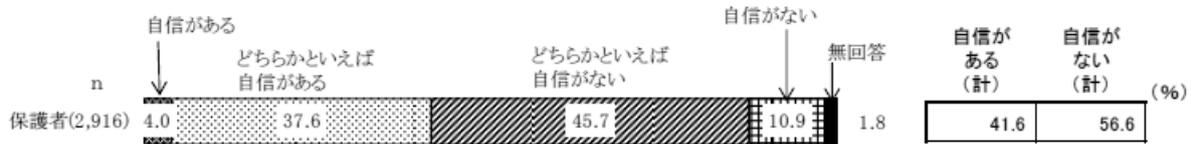
- ・一人ひとりに応じて作成される「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用しながら、医療、福祉、労働等との連携による入学前から卒業後までの一貫した支援ができるネットワーク作り。

家庭教育

1 現状（「平成 23 年度横浜市教育意識調査」結果より）

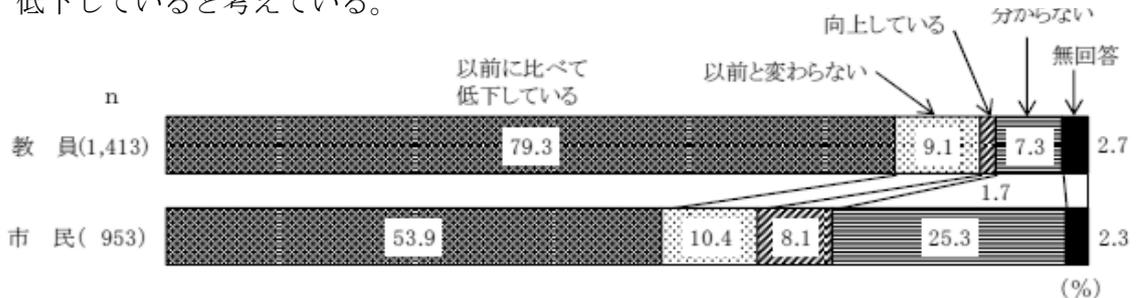
(1) 家庭での教育に自信があるか（保護者の回答）

家庭での教育に自信のない保護者が半数（56.6%）を超えている。



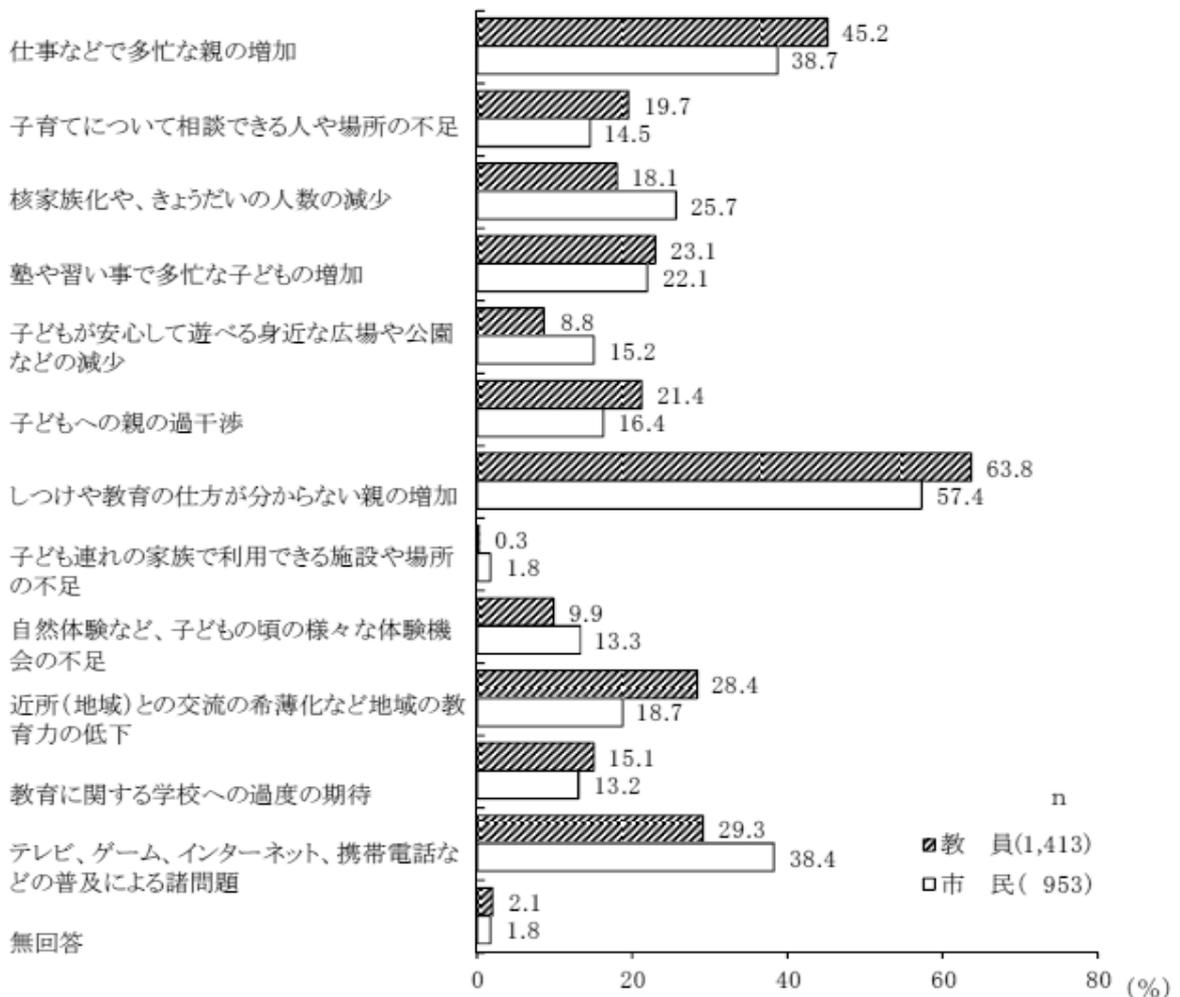
(2) 家庭における教育力（教員、市民の回答）

教員（79.3%）、市民（53.9%）ともに半数以上が、以前に比べて家庭の教育力は低下していると考えている。



(3) 家庭の教育や家庭を取り巻く社会状況に関する課題（教員、市民の回答）

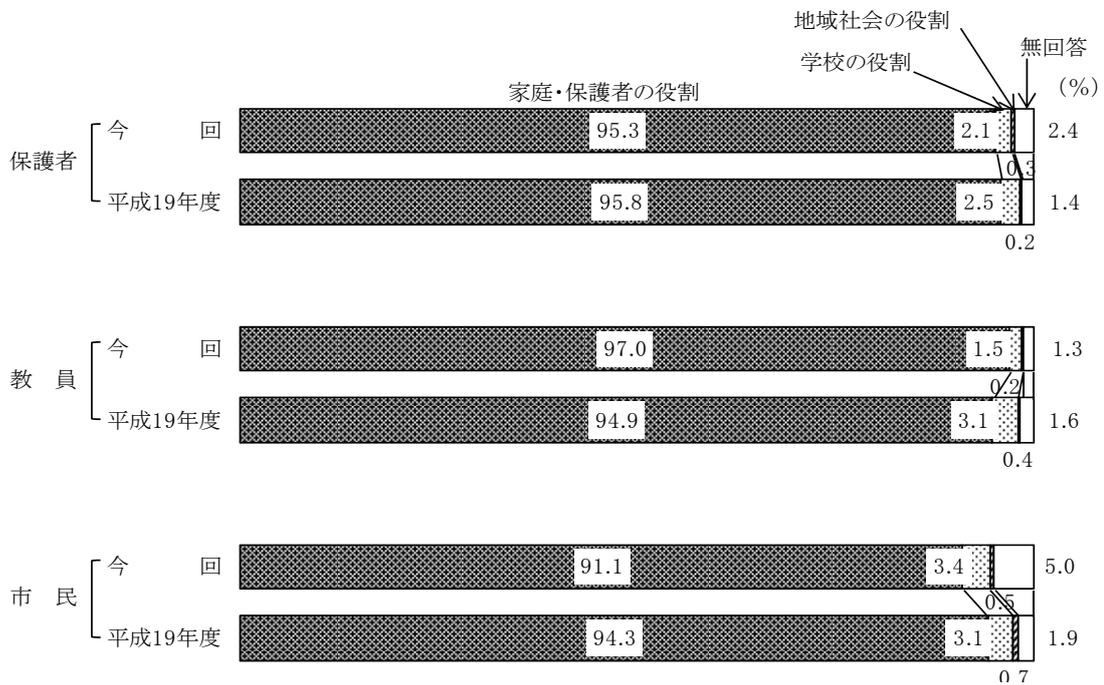
教員（63.8%）、市民（57.4%）が、しつけや教育の仕方が分からない親の増加をあげている。



(4) 規律ある生活や基本的な生活習慣を身につけさせることは、誰の役割か

(保護者、教員、市民の回答)

保護者、教員、市民のいずれも、9割以上が家庭・保護者の役割だと考えている。



2 家庭教育への支援の取組内容 (教育委員会実施)

- (1) PTAが中心となって実施する、親の学びをテーマとした学習会に対する開催支援
《23年度開催支援数》

学校単位	中学校区単位	区等の単位
92	38	19

- (2) 小中学校の新入生の保護者へ、家庭教育のヒントとなるハンドブックを、入学式や入学説明会等で配布

3 主な課題

- (1) 家庭教育への支援は、学齢期だけでなく、学齢前の段階から必要なものであり、また、行政とともに、地域社会などのかかわりも含めた、総合的な支援の取組が必要
- (2) 既存の支援事業がカバーできない家庭へのアプローチ
(学習会に参加できない・参加しない、ハンドブックを読まないなどの家庭)
- (3) 将来親になるであろう子どもたちへの子育て等に関する学習機会の提供